

特定非営利活動法人 かながわ女性会議運営規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人 かながわ女性会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び役割)

第2条 この会は、定款に定められた当会の目的を達成するためのさまざまな活動や事業を遂行するための効果的な組織として、委員会・プロジェクトおよびワークグループを置く。(組織図参照)

(委員会・プロジェクト・ワークグループ)

第3条 組織活動として、委員会、プロジェクト、ワークグループ(研究会、グループ)、各種プロジェクトなどの組織を設置する。

2 常置委員会としてチャレンジ支援委員会、人権支援委員会、情報委員会、地域委員会を置く。また、理事会のもとに、各種プロジェクト(新規プロジェクト、委託事業・広報・渉外担当、団体交流会)等を置く。

3 プロジェクトには、プロジェクトリーダーを置く。

4 委員会は必要に応じて、テーマごとにワークグループを置くことができる。

(理事会の任務)

第4条 会の執行において、迅速な決断を必要とする場合に、電子的手段を含め、会議を開催し決議する。

(役員選出)

第5条 この会は、理事、監事の選出のために次のように定める。

(選出方法)

第6条 選出の方法は以下の通りとする。

1 理事、監事を中心に、委員会、ワークグループ、個人、団体によびかけて立候補者を募る。

2 立候補者は会員2名以上の推薦を受け、理事会の定めた期日までに決められた書式で届け出をする。

3 届け出のあった理事・監事候補を理事会で審議する。

(理事・幹事の構成)

第7条 選出される理事は5名以上15名以内、監事は1名以上2名以内とする。

理事会において選出された理事、監事候補は総会において承認され決定する。

(成立、不成立または延期の場合)

第8条 何らかの事由により理事または監事の選出ができなかった場合、現行の理事または監事がその任を継続するものとする。

ただし現行理事は、速やかに次期理事または監事の選出を行うものとする。

(欠員の補充)

第9条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(規約の変更)

第10条 この規約は、理事会の議決により変更することができる。

2 この規約を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

附則

1 (施行の期日) この規約は、当会の特定非営利活動法人 かながわ女性会議の登記の日より施行する。

2 この法人の入会金および会費は、次に掲げる額とする。

(1) 入会金なし

(2) ア 個人会員 2,000 円

イ 団体会員 7,000 円

(3) 賛助会費(個人および団体) 会費 1 口 (一口 10,000 円以上)

附則2は、2012年度より適用する。

2011年9月14日 一部改正

2012年2月15日 一部改正

2012年4月28日 一部改正

2012年5月8日 一部改正

2014年1月14日 一部改正

2016年2月17日 一部改正